



血の純潔規約に関する研究動向

著者	坂本 宏
雑誌名	明治学院大学教養教育センター紀要 : カルチャー ル = The MGU journal of liberal arts studies : Karuchuru
巻	4
号	1
ページ	95-106
発行年	2010-03
その他のタイトル	Current Trends in Research on “Purity of Blo od” Statutes
URL	http://hdl.handle.net/10723/77

血の純潔規約に関する研究動向

坂 本 宏

はじめに

血の純潔規約 (estatutos de limpieza de sangre) は、コンベルソ (改宗者とその子孫) を特定の社団から排除するために制定されたイベリア半島に固有の制度である。どの事例を起源とみなすかについては諸説あるが、本稿は 1449 年のトレドの規約を起源と考えたい。その理由は、事件後すぐにコンベルソの受け入れをめぐる論争が起き、17 世紀まで続く論争において、あるいは個々の社団が規約を導入する際には、ほぼ必ずこの事件が制度の起源として参照されたからである。その後この制度は独立戦争後の 19 世紀前半に段階的に廃止されるまで、つまりアンシャンレジーム期にほぼ相当する約 400 年間にもわたって存続した。17 世紀半ば以降は形骸化していたと指摘する研究者もいるが、18 世紀になってもなお血の純潔規約を新たに採用する社団が少なからず存在することや、コルドバ近郊のポソブランコの信徒会に関する実証研究の成果などを見ても^①、少なくとも 18 世紀の後半までは制度としての生命力を失っていなかったと考えられる。

近世のスペインにはコンベルソを対象とする制度が二つあった。一つは異端審問であり、もう一つは血の純潔規約である。前者は偽装改宗者のみを対象とし、後者はコンベルソ全体を対象とした制度であるという違いはあるものの、スペインの

排他性や非寛容性を象徴するという意味において、ともに重要な制度とみなされてきた。ところが異端審問が 1970 年代後半以降盛んに研究されてきたのとは対照的に、血の純潔規約に関しては本格的な研究がなされることはなかった。

これには様々な理由があろうが、なかでも両者の史料状況の違いが大きく影響しているように思われる。異端審問は、異端審問諮問会議 (Consejo de Inquisición) が統括し、全国で統一的に機能した制度であったため、現存する史料の大半がマドリードの国立歴史文書館に所蔵されている。このためまとまった量の史料を参照することが可能である。ところが血の純潔規約は、個々の社団が独自の判断で採用した私的な規則であり、全国で統一的に施行された制度ではないため、社団ごとに制度の内実や運用の実態が異なっている。また現在でも個々の社団が史料を所有し続けていることが多いために、史料の全体的状況さえ把握されていない。半世紀にもわたって血の純潔規約がスペインの経済的後進性の原因であるかのように喧伝されてきたにも関わらず、1990 年代になるまでは、本格的な研究は 1960 年に刊行されたシクロフのモノグラフィーくらいしかなかったのである。

本稿の目的は、まず第一に血の純潔規約に関する研究動向を紹介すること、そして第二にそれらの研究成果にてらして血の純潔規約を制度的側面から考察すること、である。これまでの研究にお

いては、規約は近世スペイン社会の性格（それが排他的か否か）を論じるための素材でしかなく、制度そのものは必ずしも研究対象とはならなかった。本稿が規約を制度面から考察するのは、そのことによって、コンベルソを排除する役割を必ずしも果たしていなかった血の純潔規約が、それにもかかわらず400年にもわたって存続しえた理由を明らかにできると考えるからである。規約が個々の団体が独自に採用した私的な規則であり、アンシャンレジーム期の（王権から相対的に自律した権力・特権を保持する団体によって構成された）社会に適合的であったという制度的特質にとりわけ注目したい。

1 研究史

血の純潔は、1990年代に本格的な実証的な研究が出るまでは独立した研究分野を形成していたとは言えず、コンベルソ研究の一部であるにすぎなかった。そのコンベルソ研究が本格的に開始されたのは1940年代である。その成果が著作として結実するのは50年代から60年代にかけてになるが、この時期には、アメリコ・カストロ、ドミンゲス・オルティス、アルベール・シクロフが、そして少し遅れてカーロ・パロッパがコンベルソの研究を始めている⁽²⁾。それまでのスペイン史学では、近世のスペインは、ユダヤ教徒とイスラム教徒を追放することによってカトリックで宗教的に統一された一枚岩の国家であると考えられてきたが、奇しくもフランコ独裁の始まるこの時期に、コンベルソの存在に焦点があてられ、近世のスペインが信仰において決して一枚岩の国家ではなかったことが指摘され始めたのである。血の純潔規約によるコンベルソ差別の実態、それがスペインの社会発展にもたらした影響などが論じられること

になった。

1970年代になると、グティエレス・ニエトが近世スペイン社会の性格を「カースト制的身分制構造」と特徴付けた。彼によれば、近世のヨーロッパは身分制社会から階級制社会への移行を経験するが、スペインではユダヤ教徒とイスラム教徒の追放後も宗教を至上の価値とするカースト制要素が残存したために、階級制社会への移行が阻害された。身分制社会の維持を図ろうとする貴族が、階級制社会の代弁者たるブルジョア（＝コンベルソ）の社会的上昇を阻むべく導入した制度が血の純潔規約だったとされる⁽³⁾。70年代から80年代にかけては、主にフランスの研究者によってスペインの経済的後進性の原因が盛んに論じられた。近世スペイン社会の特徴を「閉鎖性」や「排他性」によって説明するのが一種の流行となり、その特徴を体現する最たる制度が血の純潔規約だとされたのである⁽⁴⁾。

しかし思想史家のマラバルは、ヨーロッパとスペインの相違よりもむしろ並行性に注目した。16世紀から17世紀にはスペインだけでなくイギリスやフランスにおいても貴族的価値観の称揚と、それと並行して手職（oficios mecánicos）の価値毀損が起こっていたことを指摘した。スペインでは、16世紀の半ば以降の血の純潔規約において、団体の成員になるための要件として、旧キリスト教徒であること以外に、貴族（イダルゴ）であること、卑しい職に携わっていないこと、といった条項が付け加えられていった。改宗者を排除することこそスペインに固有の事象であったが、同じ時期には隣国のフランスでも、貴族証明を行うことによる貴族・エリートの再定義が行われていた⁽⁵⁾。

90年代になり、マラバルの説をより洗練させたのがエルナンデス・フランコである。彼は血の

純潔規約を、近世ヨーロッパ的な文脈から、ミュンブレッドやピーター・バークらが言う文化変容 (aculturación) の過程として解釈した。近世においてはエリートと民衆の文化的乖離が起こり、エリートから民衆に対する価値観の押し付けが行われた。スペインにおける文化変容の過程の一つが血の純潔であった。16世紀半ば以降に本格的に行われるようになる血の純潔調査の質問事項には、志願者がイダルゴであるか、正規の結婚による出生であるか、正統信仰を持っているか、生活習慣はどうか、卑しい職業に携わっていないか、王への忠誠心を持っているかなど、トレント公会議時代のカトリック教会や絶対主義時代の国家の価値規範が反映されている。結果として、血の純潔調査は、志願者がコンベルソであるかどうかを明らかにするよりも、近世の国家・教会の要求に合致する臣民であるかどうかを判定するための調査になってしまっているのである⁽⁶⁾。

エルナンデス・フランコは、血の純潔規約に関する研究を現在最も精力的に行っている研究者であるが、彼が登場した1990年代になってようやく実証研究が進展し出した。特にハイメ・コントレラスのムルシアに関する実証研究は、血の純潔規約そのものがテーマではなかったにせよ、物語的叙述方法を取り入れたために、学問の世界を超えて一般の読者層にまで受け入れられ、このテーマについての再考を促す契機となった⁽⁷⁾。同じ時期に、ドゥドゥは異端審問所について、クアルト・モネールは大学寮 (colegio mayor) についての実証研究を行った⁽⁸⁾。

1990年代以降の社会史的な実証研究は、社会的上昇を果たそうとする新参者の排除や貴族とブルジョアの社会的対立が血の純潔規約の主要な原因であり、人種差別や宗教的動機は規約導入のための口実に過ぎなかったことを明らかにした。ま

た、血の純潔規約に関する従来の解釈の見直しを主張し、のちの研究に大きな影響を与えたヘンリー・カメンは、規約を採用した団体の数はかつて考えられたほど多くはなく、それを採用した団体に於いてさえも厳密に適用されていたわけではないことを強調した⁽⁹⁾。

スペイン経済の後進性の原因を作ったとされた血の純潔規約が、実はそれほどコンベルソを排除していなかったとなれば、研究者の関心は、血の純潔規約そのものよりも、その背後にある社会的対立の実態の方に向かわざるを得なくなる。実証的な研究の進展が、かえって研究の停滞を招いてしまうという逆説が生じることになった。

今世紀に入り、血の純潔規約に象徴される近世スペイン社会の「閉鎖性」はイデオロギー上の見せかけにすぎず、「社会的流動性」こそがこの社会の特徴である、と主張したのがソリア・メサである。彼は、血の純潔規約が閉鎖的で排他的な社会を作り出したのではなく、逆に社会的流動性が高かったがゆえに規約によって制約を課する必要があったのだと解釈する。身分制社会の頂点に立つ貴族は、決して固定的で静態的な身分ではなく、近世を通じて耐えざる刷新を繰り返していた。特にカスティーリャでは、アラゴンと違い貴族の定義があいまいであったために、新参者が貴族身分に入り込む余地が充分にあった⁽¹⁰⁾。カスティーリャで16世紀にイダルゴ訴訟が増えているのはそのためである⁽¹¹⁾。貴族の地位のあいまいさゆえに、貴族は、イダルゴ訴訟によってイダルゴとしての地位確認を行ったり、血の純潔規約を掲げるような団体(騎士修道会、聖俗の参事会、異端審問のファミリー職など)に所属することを通じて貴族であることを示す必要があったのである。近世において社会的流動性を生み出した最大の要因は、1543年に始まる王権による官職(市参事会員な

どの自治体職、領主裁判権、イダルゴ位、騎士修道会の騎士団服)の売却であった。それらは安定的に見える貴族身分に風穴を開け、ブルジョア(その多くはコンベルソ)に社会的上昇の機会を与えた。このような新参者の急激な成り上がりは到底正当化されるものではなかったため、16世紀後半には、血の純潔規約を採用したりその適用を厳密化する社団が増えたのである⁽¹²⁾。

2 血の純潔調査

ドゥドゥが指摘するように、血の純潔調査の仕組みについて詳細に論じた研究がまだ存在していない⁽¹³⁾。そのためであろうか、多くの研究者がこの調査について誤った理解をし続けている。多くの研究者の理解とは異なり、血の純潔調査とは、その結果によって志願者をリジェクトするための調査ではなく、すでに入会がほぼ決まっている志願者の出自を念のために確認するための調査であった。そもそも社団への入会は自由に志願できるものではないので、社団によって志願者として認定され、血の純潔調査を行うための手続きに入った時点で入会はほぼ保障されたと考えるべきであろう。このことを数字として示した研究は少ないが、たとえば厳密な調査を行うことで知られるサンティアゴ騎士修道会においてさえ、16・17世紀に行われた約7,000件の調査のうちリジェクトされたのは42件にすぎない⁽¹⁴⁾。また17・18世紀のムルシアの聖堂参事会の調査や聖ファン・デ・ディオス救護院会の調査においてリジェクトされたのは1件もない⁽¹⁵⁾。近年になってようやく血の純潔調査記録の目録化が進んでいるが⁽¹⁶⁾、それらを見てもリジェクトはごく例外的にしか行われなかったと考えられる⁽¹⁷⁾。

では、調査の結果そのものによって志願者を排

除していないとすれば、社団にとって調査を行うことのメリットは何だったのだろうか。何よりもまず、社団の成員がユダヤ教徒やイスラム教徒の血に汚されていないことを外的にアピールすることができた点であろう。しかしそれだけでなく、血の純潔調査権を獲得できたことが大きなメリットになったと考えられる。この点に関しては、16世紀半ば、つまり規約の普及が進んだ時期に制度的な飛躍があった。それ以前は、志願者自身が数人の証人を選び、公証人に作成してもらった書類を社団に提出するだけ、つまり履歴書に類するものを提出するだけでよく、社団は調査を行わないのが普通だった。ところが16世紀半ばになると、社団が主体となった本格的な調査が行われるようになった⁽¹⁸⁾。

血の純潔調査は、公権力によって行われる裁判とは異なり、あくまでも個々の社団によって行われる私的な調査にすぎなかったために公共性・客観性を欠くという欠点があった。調査結果は公共性を持たず、個々の社団においてのみ有効であるにすぎなかった。従ってある人物が複数の社団への加盟を望む場合、それぞれの社団において別々に調査を行わなければならなかった。公的な裁判ではないので、審査内容は開示されず、それに対する異議申し立ての機会も多くの場合与えられなかった。捜査権がないので、調査を徹底的に行うことができなかった。

これらの欠点にもかかわらず、社団にとっては、私的な調査であるがゆえに判事・調査官・証人の選定から志願者の最終的な受け入れの可否にいたるまでの全ての過程をコントロールできるというメリットがあった。血の純潔調査は、公正で明確な基準を掲げて行われているように見えながらも、社団にとっては操作可能なブラックボックスになっていたのである⁽¹⁹⁾。調査の結果によってリジェク

トすることはほとんどないが、それは社団が排除を行わなかったことを意味するものではない。真の排除と選別は、調査そのものよりも、志願者を認定するまでの不透明な過程において行われていたと考えられる。

ともすれば我々は、血の純潔規約がコンベルソに対して差別的に機能していたかどうかのみ関心を向けがちである。しかしコンベルソの排除は規約の持つ機能の一部にすぎなかった。社団にとっては、コンベルソを排除することだけではなく、調査権を獲得することも重要だった。たとえば社団は、調査権を利用することによって、外部からの不当な成員任命（王権による官職売却等）を拒絶することができたのである。それゆえ我々は、血の純潔調査だけではなく、調査の過程をコントロールしていた社団の戦略（寡頭支配層による権力の分配の仕方や家族戦略等）⁽²⁰⁾、ひいては社団と外部権力との関係をも考察の対象に含めなければならぬだろう。

3 王権による官職の売却と市参事会の閉鎖化

個々の社団が血の純潔規約を採用した理由は、個々の社団が抱える問題や歴史的背景によって異なっており、全ての社団に同一の説明を適用できるわけではない。そのため、個々の社団ごとに規約が採用された理由について考える必要がある。本節では、市参事会を例に取り、血の純潔規約が採用された歴史的な文脈について考察する。

14世紀半ば、アルフォンソ十一世の時代にカスティーリャの市参事会においてレヒミエント制が導入され、市参事会員はそれまでの民主的な選出方法にかわって王権による任命制になった。14世紀末にユダヤ教徒が大量に改宗すると、彼らは

主に宮廷における特権的な地位を利用して市参事会員職を手に入れ、それらを家産化して子孫に残すことに成功する。市参事会こそは地方政治における真の権力であり、市参事会員になるということは、自治体の共有財産を自由に処分したり、課税の仕方を恣意的に決められるということの意味した。15世紀の反コンベルソ暴動の背景には、コンベルソが市参事会職を独占すれば彼らに都合の良いように課税されかねないとの民衆の懸念があったが、この懸念にはそれなりの根拠があったのである。コンベルソの社会的進出を背景として、15世紀半ば以降に、スペインの主に南部の市参事会において血の純潔規約の導入が試みられることになったが、本格的に普及するにはいたらなかった。

16世紀半ば以降に規約の本格的な普及を後押ししたのは、帝国政策維持のために財政難に陥っていた王権が1543年に始めた官職の売却政策である⁽²¹⁾。カスティーリャでは、1584年までの間に約三千もの市参事会員職の売却が行われた⁽²²⁾。市参事会員は名目的には王権による任命制であったが、実質的には都市政治を掌握する特定門閥がポストを終身化・世襲化していた⁽²³⁾。そのため官職の売却は、都市の寡頭支配層に風穴をあける出来事であった。売却された官職を購入したのが主にコンベルソであったため、市参事会にとって血の純潔規約は、王権による官職売却に対抗するための有効な手段となった。規約導入の理由は、寡頭支配層が権力の再生産を行うことに成功していた都市政治の中に異質な人物が入り込むのを阻止することであり、新参者がコンベルソであるかどうかは二次的な問題にすぎなかった。

市参事会の閉鎖化は、市参事会員職の終身化と世襲化だけではなく、会員の資格として貴族身分（イダルゴ）を要件にすることにも現れている。

もともと市参事会には身分の区別があることが多く、たとえばトレドでは、15世紀前半にファン二世が市参事会の騎士席と市民席の割合を一对一に固定した。当初これは、貴族だけでなく市民にも平等に市政に参加させることを目的としていたが、次第に市民席の数が減少していった。フェリーペ二世の時代には、騎士席と市民席の割合は二対一になり、1650年までには市民席は消滅した（いわゆる貴族化の完成）⁽²⁴⁾。

このように、市参事会が血の純潔規約を採用するにいたった経緯には、市参事会の閉鎖化という歴史的な文脈があったのである。血の純潔規約はこの傾向を助長しただけであり、実際に規約を採用したか否かに関わらず、16世紀の市参事会は閉鎖化の傾向を強めていたのである。

4 パトロン権

礼拝堂司祭職やマヨラスゴ（限嗣相続）の創設者は、創設したポストに就く人物の条件を定めたり、そのポストの任命権を保持することができた。これをパトロン権と呼ぶことにする。礼拝堂司祭やマヨラスゴの場合は、創設者が血の純潔規定を盛り込むことは比較的容易である。しかし多くの社団においては、血の純潔規約の導入者とパトロン権の保持者が異なるために、規約を導入する際にパトロン権の侵害という問題が生じた。研究史においては、このことの意義に十分な注意が払われてこなかったように思われる⁽²⁵⁾。

規約の導入に失敗したブルゴスの聖堂参事会において、導入に反対する理由として、コンベルソ差別に反対するという人道的理由よりも、パトロン権の問題の方が大きかったことは示唆的である。ここで血の純潔規約が導入されなかったのは、それがカスティージャ元帥であるベラスコ家のパト

ロン権を侵害することになったからである⁽²⁶⁾。

1547年のトレド聖堂参事会における規約の導入は、農村出身の旧キリスト教徒でありコンベルソに対して強い反感を抱くトレド大司教ファン・マルティネス・シリセオが、聖堂参事会のコンベルソを攻撃するために行ったものだと解釈されてきた。おそらくこの解釈は間違いではないが、最近別の文脈にも注目がなされている。彼が規約を導入した狙いは、聖堂参事会のパトロン権のかなりの部分を掌握していた大貴族メンドーサ家と、メンドーサ家に深いつながりをもつカール五世の秘書官ロス・ロボスを攻撃することにあつたというのである。つまり、外部からやってきてトレドに権力基盤を持たなかったシリセオが、旧勢力を一掃することが目的であつたのである⁽²⁷⁾。

アンシャンレジム期の社会においては各社団は相対的な自律性を保持していたが、社団の成員を任命することのできるパトロン権は、社団の外部者が握っていることが多かった。そのために、成員の任命をめぐる外部からの恣意的な介入を招く可能性があつた。血の純潔規約は、こうした事態に対処するための手段となつた。社団は、血の純潔調査権を獲得することによって、パトロン権の保持者による成員任命に対抗して候補者を受け入れるか否かの最終的な判断を留保することができたからである。王権による都市官職の売却はまさにこの例にあたる。市参事会は、血の純潔規約の導入によって、王権による恣意的なパトロン権の行使に対抗したのである。

市参事会は、官職売却の対象となつたために、王権との軋轢が生じやすく、それゆえに血の純潔規約を導入する条件を備えていたが、それ以外の社団においても、程度の差はあれ、社団と外部権力の軋轢は生じた。たとえば騎士修道会の場合は、騎士になるための権限（merced）を与える

ことができるのは王のみであったが、権限を獲得した人物の受け入れの可否を最終的に判断したのは、血の純潔調査権を保持していた騎士修道会諮問会議（Consejo de Órdenes）であった。財政が常に窮乏状態にある王権は、恩賞の手段として、国庫を毀損せずすむ騎士団員服を授けたがったが、騎士修道会諮問会議は血の純潔調査権を盾に不適格者を排除しようとする傾向が強かった⁽²⁸⁾。このような、パトロン権と調査権の乖離が、血の純潔規約普及の制度的な前提としてあった。

これまで血の純潔規約は、社団内部の社会的対立の問題（それが近世都市に固有の党派抗争であれ、貴族とブルジョアの対立であれ、あるいは旧キリスト教徒と新キリスト教徒の対立であれ）として考えられてきた。しかし実際には、社団内部の対立のみが原因で規約が採用されたケースはまれであり、ほとんどのケースにおいては、社団とその外部権力（王、司教など）との関係が悪化したときに規約が採用されている。従って、血の純潔規約の普及の原因を検討するためには、外部権力との関係をも考慮に入れる必要がある。

16世紀後半以降、規約を採用することが社団にとってのステータスとみなされると、社団は競って規約を採用しようとした。しかし最終的に規約に効力を持たせるためには上位権力（多くの場合王権）による承認が必要であり、王権はこれを容易には認めなかった。王権は、規約を一種の特権付与の方法として利用し、ある社団には認めるが別の社団には認めないといったかたちで、社団の統制と序列化をはかった。たとえばスペイン継承戦争においてブルボン王家を支持した都市には血の純潔規約を認めたが、支持しなかった都市にはそれを認めなかった⁽²⁹⁾。

以上のように、パトロン権の問題に注目してみると、血の純潔規約が、アンシャンレジム期の

社団のあり方に見合った制度であることがわかる。外部権力からの自律性を維持しようとする社団と、社団を統制しようとする外部（上位）権力のバランスの上に、この制度は存続しえたのである。

5 時期・社団・地域による偏差

400年間にもわたって存続した制度について、その原因や性格を唯一の理由（たとえば宗教的狂信）に帰するのは、いかにも無理がある。時期によって制度の性格は異なるし、個々の社団が独自に採用した制度であるために、社団ごとに採用する理由も運用の実態も異なる。地域によっても、血の純潔規約の普及が進んだところとそうでないところがある。それゆえ我々は（最終的には制度の全体的な輪郭を描くことを目指しつつも）、この制度の複雑さと多様さの一つ一つを明らかにしてゆく作業を怠ることはできないのである。

時期区分は、何を基準にするかによって様々になしうる。グティエレス・ニエトが試みたように、制度が普及する時期と停滞する時期に応じて、2, 30年ごとに細かく区分してゆくことは可能であろう⁽³⁰⁾。私自身は、制度の性格が大きく変化する16世紀の半ばで前期と後期の二つに分けるべきだと提唱したことがある⁽³¹⁾。

人口増と血の純潔規約の普及の関係についても考えなければならない。カスティーリャでは1580年代に人口のピークを迎えるが、それまでの半世紀間に人口が約5割増えている。都市部では増加率はさらに高かった。人口の急増によって社団のポスト獲得競争が激化した16世紀後半に、規約の普及が進んだことは果たして偶然であろうか。逆に16世紀末から17世紀初めにかけて規約の適用の緩和を求める声が高まったのは、1590年代のペスト流行後の人口の急減が影響していな

いだろうか。もっとも、社団によっては人口増加率以上にポストを増やしているところもあるから、人口の増減との単純な相関関係を見出すことは容易ではないが。

社団によって、規約が厳格に適用されたところとそうでないところがある。その理由は様々だろうが、都市政治の権力闘争の舞台になりやすい市参事会や聖堂参事会においては規約が採用されやすく、権力闘争が起こりにくい修道会では採用されなかったり、採用されても厳密には適用されなかった、ということは言えるだろう。当時の都市貴族は、長男は市参事会員になり、次男は聖堂参事会員、三男以下は修道会を選ぶのが普通だったが、これは、ポストに付随する収入の多寡と同じ順番である。修道会において規約の適用が厳格ではなかったのは、ポストに付随する収入がなかったことと関係していよう。

聖堂参事会の場合は、16世紀半ばにおける血の純潔規約の普及を後押しした要因として、トレント公会議時代のカトリック教会の状況を考慮に入れなければならない。それは単に疑わしき信仰の持ち主を排除することだけではない。16世紀には、それまで長らく不在だった司教が、司教区に在住し規律化を行うようになり、そのためにしばしば聖堂参事会と対立した。規約の導入が試みられた聖堂参事会のほとんどの事例において、新たに赴任してきた司教が規約の導入を主導しているのは意味深長である。司教は、聖堂参事会に対抗するための手段として、規約を利用したのではない。

大学寮の出身者は、貧しくしばしば出自が低かったために、旧キリスト教徒であることを誇りの拠り所とし、血の純潔規約をエリート意識を高めるための手段として用いた。多くの社団において血の純潔規約の普及を主導したのは、大学寮の出身

者であった⁽³²⁾。たとえば修道会で初めて規約を採用したヒエロニムス会ではバリャドリートのサンタ・クルス学寮の出身者が規約の導入を主導している。トレドの聖堂参事会に規約を導入したシリセオはサラマンカのサン・バルトロメ学寮の出身者である。大学寮の出身者が国家行政の中核を占めるようになる16世紀後半のフェリーペ二世の統治期に、血の純潔規約の普及が進んだのは偶然ではないのである。たとえば異端審問諮問会議とカスティーリャ諮問会議の議長を兼任した枢機卿ディエゴ・デ・エスピノーサは、サラマンカのクエンカ学寮の出身者である。フェリーペ二世は、伝統的な貴族によって行われる諮問会議(Consejo)の政治に代わって、制度外にあり、行政に関する専門家(letrados)によって構成される審議会(Junta)を多用するようになるが、彼はこの審議会に大学寮出身者を積極的に登用した⁽³³⁾。彼らは、(そのほとんどがコンベルソと通婚している)伝統的な貴族に対抗するために血の純潔規約を利用したのである⁽³⁴⁾。

信徒会やギルドの実態は、実証研究が始めているにも関わらず、まだそれほどわかっていない。早くから規約を採用している信徒会が多いのは、改宗直後のコンベルソが自分たちの信仰心を示すために信徒会への加盟を望むことがよくあったためである。15世紀末にトレド大司教区では、信徒会が規約を採用することを禁じなければならないほどであった⁽³⁵⁾。ギルドでは、colegiosないしはgremios mayoresと呼ばれる上級ギルドが下級ギルドとの差異化をはかるために、または逆に下級ギルドが上級ギルドと並び立つために、規約が利用された⁽³⁶⁾。

空間的に密な社団(聖俗の参事会、ギルド、信徒会)と地域をまたいで存在する社団(修道会、異端審問)の相違も考慮に入れなければならない。

前者の場合、とりわけ信徒会のように小規模で私的な性格の強い社団が、帰属意識を高めるためにある種の排他性を利用することはよくあった⁽³⁷⁾。後者の場合、同一の社団がカスティーリャとアラゴンをまたいで存在するだけに、地域差がどう血の純潔規約のあり方に反映されたかを検討する必要がある。

地域的偏差については、血の純潔規約はカスティーリャのみで普及したとかつては考えられていた。たとえばアラゴン王冠地方の聖俗の参事会では血の純潔規約はほとんど採用されていない。しかし最近の研究によれば、アラゴンでも信徒会やギルドでは規約を採用している事例が多く、カスティーリャとの違いは認められないとされる⁽³⁸⁾。従って、アラゴンでは血の純潔規約が普及しなかったのではなく、カスティーリャとは違う仕方でも普及したという可能性も考えなければならない。ギブスコアやビスカヤのように、地域全体からコンベルソを排除していた例もある。これらの地域の人々は、中世以来、住民全員がイダルゴであるという観念を抱いており、この観念を守るために、外国人やコンベルソの排斥を行っていた（近代国家に対抗して地方特権を守るために血の純潔規約を利用したとする解釈もある）⁽³⁹⁾。国境付近では、隣国からの異分子の流入を防ぐ目的で血の純潔規約が採用されている。たとえばポルトガルとの境界沿いでコンベルソが流入しやすかったトゥイの聖堂参事会⁽⁴⁰⁾や、フランスとの国境に近くプロテスタントの進入の危険のあったビトリアがその例である⁽⁴¹⁾。カスティーリャの内部でも地域的偏差はあり、南部に比して北部は規約はそれほど普及していない。その理由は明らかではないが、都市の規模が大きい南部に比べ、北部のアステゥリアスやカンタブリアでは都市の重要性が低く、都市を舞台とした権力闘争がそれほど激しくなかった、と

いう事情があったのかもしれない。

おわりに

近年の研究成果によれば、近世のスペインはかつて考えられたような閉鎖的で排他的な社会ではなく、コンベルソをも含めた新参者が、社会的上昇を遂げ、貴族身分に成り上がることができるほどに十分な流動性を持った社会であった。その社会において、血の純潔規約は、必ずしもコンベルソを締め出すものではなかったが、彼らの行過ぎた社会的上昇に一定の歯止めをかける役割を果たしていた。

かつてはスペインの閉鎖性や排他性の象徴とみなされていた血の純潔規約が、実はそれほどコンベルソを排除していなかったことがわかると、規約そのものは重要視されなくなった。しかし40年にもわたって制度が存続しえたのは、規約がコンベルソの排除とは別の機能を持っていた（ないしはコンベルソの排除は機能の一部にすぎなかった）からだと考えるべきだろう。この点の解明に関して、本稿は、血の純潔規約が採用された事例の多くにおいて、社団内部の社会的対立よりも、社団と外部（上位）権力との関係が問題となっていたことを指摘した。本稿で論じた血の純潔調査や、王室による官職売却、パトロン権といった問題は、すべて社団と外部権力の関係にかかっている。外部権力からの自律性を維持しようとする社団と、社団を規制しようとする外部権力のバランスの上に、この制度は存続しえたのである。

もとより、アンシャンレジーム期の社会の多様性を反映して、各社団が規約を採用した理由も制度運用の実態も多様であり、ある一つの説明原理によって全ての事例をうまく説明しきれないわけではない。しかし多様性の一つ一つを明らかにして

ゆくだけでなく、制度全体の輪郭を描き出すためには、社団と外部権力の関係を手掛かりに、アンシャンレジム期の社会における血の純潔規約の機能について考察してゆく必要があるだろう。

注

- (1) Moreno Valero, Manuel. *Judíos y limpieza de sangre en Pozoblanco*, Córdoba, 2006.
- (2) Castro, Américo. *España en su historia. Cristianos, moros y judíos*, Buenos Aires, 1948; Domínguez Ortiz, Antonio. *La clase social de los conversos en Castilla en la edad moderna*, Madrid, 1955; Sicroff, Albert A., *Los estatutos de limpieza de sangre. Controversias entre los siglos XV y XVII*, Madrid, 1985 (伝語版 1960年); Caro Baroja, Julio. *Los Judíos en la España Moderna y Contemporánea*, 3 vols., Madrid, 1962.
- (3) Gutiérrez Nieto, Juan Ignacio. “La estructura castizo-estamental de la sociedad castellana del siglo XVI”, *Hispania*, 125, 1973, pp. 519-563; 立石博高『『スペイン王国』の成立とコンベルソ問題に関する覚書』『Cuadrante』(東京外国語大学海外事情研究所) No. 1, 1999年, 142-152頁。
- (4) *Les Sociétés fermées dans le monde ibérique (XVI-XVIII^e s.)*, Paris, 1986.
- (5) Maravall, José Antonio. *Poder, honor y élites en la España del siglo XVII*, Madrid, 1979.
- (6) Hernández Franco, Juan. *Cultura y limpieza de sangre en la España Moderna. Puritatis sanguinis*, Murcia, 1996.
- (7) Contreras, Jaime. *Sotos contra Riquelmes: regidores, inquisidores y criptojudíos*, Madrid, 1992.
- (8) Dedieu, Jean-Pierre. “Limpieza, poder y riqueza. Requisitos para ser ministro de la Inquisición. Tribunal de Toledo, siglos XVI-XVII”, *Cuadernos de Historia Moderna*, 14, 1993, pp. 29-44; Cuart Moner, Baltasar. *Colegiales mayores y limpieza de sangre durante la edad moderna. El estatuto de S. Clemente de Bolonia (ss. XV-XIX)*, Salamanca, 1991.
- (9) Kamen, Henry. “Una crisis de conciencia en la edad de oro en España: Inquisición contra ‘limpieza de sangre’”, *Bulletin Hispanique*, 88, 1986, pp. 322-356; id. “Limpieza and the ghost of Américo Castro: racism as a tool of literary analysis”, *Hispanic Review*, 64, 1996, pp. 19-29.
- (10) Amelang, James. “The Purchase of Nobility in Castille: A Comment”, *Journal of European Economic History*, 11, 1982, pp. 219-226.
- (11) Fayard, J. y Gerbet, M. C. “Fermeture de la noblesse et pureté de sang en Castille à travers les procès de *hidalguía* au XVI^{ème} siècle”, *En la España medieval*, 6, 1985, pp. 443-473.
- (12) Soria Mesa, Enrique. *El cambio inmóvil: transformaciones y permanencias en una élite de poder (Córdoba, ss. XVI-XIX)*, Córdoba, 2000; id. *La nobleza en la España moderna. Cambio y continuidad*, Madrid, 2007. 社会的流動性に関しては, Gómez González, I. y López-Guadalupe Muñoz, M. L. (coords.), *La movilidad social en la España del Antiguo Régimen*, Granada, 2007.
- (13) Dedieu, “La información de limpieza de sangre”, en S. Muñoz Machado (ed.), *Los grandes procesos de la historia de España*, Barcelona, 2002, pp. 193-208. 但し調査手順について論じた研究はある。Vázquez Lesmes. *Córdoba y su Cabildo catedralicio en la Modernidad*, Córdoba, 1987, pp. 39-60; Hernández Franco, *Cultura y limpieza de sangre en la España Moderna*, pp. 89-135.
- (14) Lambert-Gorges, M. et Postigo, E. “Santiago et la porte fermée: Les candidatures malheureuses a l’habit”, en *Les sociétés fermées*, pp. 139-168.
- (15) Hernández Franco, *Cultura y limpieza de sangre en la España Moderna*, 167; id. “Cultura y representación social en la España moderna: Aproximación a través de las pruebas de limpieza de sangre en la Orden Hospitalaria de San Juan de Dios”, *Studia historica. Historia moderna*, 13, 1995, pp. 215-240.
- (16) 代表的なものだけを挙げると, Martínez Bara, José Antonio. *Catálogo de informaciones genealógicas de la inquisición de Córdoba conservadas en el Archivo Histórico Nacional*, Madrid, 2 vols., 1970; Salazar Mir, Adolfo de. *Los expedientes de limpieza de sangre de la Catedral de Sevilla*, 3 vols., Madrid, 1995-1998; id. *Hermanidad y Cofradía de las Benditas Ánimas y Señor San Onofre de Sevilla. Expedientes de Limpieza de Sangre 1626-1810*, Sevilla, 2005.

- (17) 但しリジェクトされたケースの扱いには慎重でなければならない。調査記録そのものが残されていないか、研究者によって故意に目録から除外されている可能性があるからである。コンベルソ以外の理由でリジェクトされることも少なくない。コンベルソは最初から入会をあきらめるので結果としてリジェクト件数が少なくなるという可能性もある。調査が終了する前に志願者が入会をあきらめるケースもある。しかし以下に挙げるような実証研究によれば、コンベルソであるにも関わらずリジェクトされずに入会している事例は多い。Martz, Linda. “Pure blood statutes in sixteenth-century Toledo: implementation as opposed to adoption”, *Sefarad*, 54, 1994, pp. 83-107; Aranda Pérez, F.J. “Judeo-conversos y poder municipal en Toledo en la Edad Moderna: una discriminación poco efectiva”, en A. Mestre y E. Giménez (eds.), *Actas de la IV Reunión Científica de la Asociación Española de Historia Moderna*, II, 1997, pp. 155-168; Soria Mesa, “Las pruebas de nobleza de los veinticuatro de Córdoba: el control de la familia”, en J.P. Dedieu (ed.), *La pluma, la mitra y la espada*, Madrid, 2000, pp. 291-302.
- (18) Dedieu, “Limpieza, poder y riqueza”; Lambert-Gorges, Martine. “Le bréviaire du bon enquêteur, ou trois siècles d’information sur les candidats à l’habit des ordres militaires”, *Melanges de la Casa de Velázquez*, 18, 1982, pp. 165-198.
- (19) Cuart Moner, “La ciudad escucha, la ciudad decide: informaciones de linajes en colegios mayores durante el siglo XVI”, en J.I. Fortea Pérez (coord.), *Imágenes de la diversidad*, 1997, pp. 391-419; id. “La sombra del Arcediano. El linaje oculto de don Lorenzo Galíndez de Carvajal”, *Studia Historica. Historia Moderna*, 15, 1996, pp. 135-178.
- (20) Pérez García, Manuel. *Armas, limpieza de sangre y linaje. Reproducción social de familias poderosas de Murcia*, Murcia, 2006.
- (21) Tomás y Valiente, Francisco. “Las ventas de oficios de regidores y la formación de las oligarquías urbanas en Castilla (siglos XVI-XVIII)”, *Historia, Instituciones, Documentos*, 2, 1975, pp. 525-547; Hernández, Mauro. “El cierre de las oligarquías urbanas en la Castilla Moderna: el estatuto del concejo de Madrid (1603)”, *Revista Internacional de Sociología*, 45-1, 1987, pp. 179-198; id. “Oligarquía hidalga: el “estatuto” del consejo de Madrid”, *Villa de Madrid*, 108, 1992, pp. 15-48; id. “Y después de la venta de oficios ¿qué? (Transmisiones privadas de regimientos en el Madrid moderno, 1606-1808)”, *Anuario de historia del derecho español*, 65, 1995, pp. 707-748.
- (22) Cuartas Rivero, Margarita. “La venta de oficios públicos en el siglo XVI”, en *Actas del IV Symposium de Historia de Administración*, Madrid, 1983, p. 241.
- (23) Tomás y Valiente, “Origen bajomedieval de la patrimonialización y la enajenación de oficios públicos en Castilla”, en *Acta del I Symposium de Historia de la Administración*, Madrid, 1970, pp. 125-159.
- (24) 市政から市民を排除したというよりも、市参事会員がコンベルソと同一視される市民席につくのを避けたというのが実態であった。これに似たアルマグロにおける事例が、López Salazar Pérez, Jerónimo. “Limpieza de sangre y división en estados: el municipio de Almagro durante el siglo XVI”, *Studia Historica. Historia Moderna*, 12, 1994, pp. 157-187.
- (25) 例外的に、Dedieu, “La información de limpieza de sangre.”
- (26) López Martínez, Nicolás. “El Estatuto de Limpieza de Sangre en la Catedral de Burgos”, *Hispania*, 74, 1959, pp. 52-81.
- (27) Samson, Alexander. “The adelantamiento of Cazorla, converso Culture and Toledo Cathedral Chapter’s 1547 estatuto de limpieza de sangre”, *Bulletin of Spanish Studies*, 84, 2007, pp. 819-836.
- (28) Postigo Castellanos, Elena. *Honor y Privilegio en la Corona de Castilla. El Consejo de las Órdenes y los Caballeros de Hábito en el siglo XVII*, Valladolid, 1988, cap. III.
- (29) Hernández Franco, “Limpieza y nobleza en las ciudades de Castilla: pretensiones y consecución del privilegio de estatuto por parte de Murcia (1560-1751)”, *Revista de historia moderna: Anales de la Universidad de Alicante*, 17, 1998-1999, pp. 259-261.
- (30) Gutiérrez Nieto, “La limpieza de sangre”, en E. Martínez Ruiz (coord.), *Instituciones de la España Moderna*, II, Madrid, 1997, pp. 33-59.

- (31) 拙稿「コンベルソと血の純潔」『歴史学研究』846, 2008年, 155-163頁。
- (32) Sobaler Seco, María de los Ángeles. *Los colegiales de Santa Cruz. Una élite de poder*, Salamanca, 1987, pp.160-162; Lugilde Yepes, Rubén. “La limpieza de sangre a través de las informaciones del Colegio Mayor de San Bartolomé (s.XVI)”, *Salamanca: revista de estudios*, 31-32, 1993, pp. 63-94.
- (33) Martínez Millán, José. *La corte de Felipe II*, Madrid, 1994, pp. 32-33 y 227-228.
- (34) Poole, Stafford. “The Politics of Limpieza de Sangre: Juan de Ovando and His Circle in the Reign of Philip II,” *The Americas*, 55, 1999, pp. 359-389.
- (35) Gómez Vozmediano, Miguel Fernando. “Devociones religiosas colectivas y conversos en Almagro: la cofradía de Sta. María de Mirabuenos (s.XV-XVIII)”, *Hispania Sacra*, 50, 1998, pp. 66-100.
- (36) Molas Ribalta, Pere. “El exclusivismo en los gremios de la Corona de Aragón: limpieza de sangre y limpieza de oficios”, en *Les Sociétés fermées*, pp. 63-80.
- (37) 従って、コンベルソに対してだけ門戸を閉ざしていたわけではない。貴族に対して門戸を閉ざす信徒会も存在した。Chauchadis, Claude. “Les modalités de la fermeture dans les confréries religieuses espagnoles (XVI^e-XVIII^e siècle)”, en *Les Sociétés fermées*, pp. 83-105.
- (38) Jarque Martínez, Encarna. *Los procesos de limpieza de sangre en la Zaragoza de la Edad Moderna*, Zaragoza, 1983.
- (39) Orella Unzue, José Luis. “Una encuesta guipuzcoana de 1528: estatuto de limpieza de sangre o afirmación de la hidalguía universal”, en M. R. Ayerbe Iríbar (coord.), *Estudios dedicados a la memoria del profesor L. M. Díaz de Salazar Fernández*, I, 1993, pp. 363-384; Blázquez Garbajosa, Adrián. “Los expedientes de genealogía y limpieza de sangre de los siglos XVII y XVIII en Vizcaya”, en *Euskal herriaren historiari buruzko biltzarra*, III, 1988, pp. 413-426.
- (40) Domínguez Ortiz, “Documentos sobre estatutos de limpieza de sangre de las catedrales españolas”, *Miscelánea de Estudios Árabes y Hebráicos de la Universidad de Granada*, 14-15, 1966, pp. 33-42.
- (41) Porres Marijuan, R. y Benito Aguado, T. “El estatuto de limpieza de sangre y sus repercusiones en Vitoria en tiempos de Felipe II”, *Hispania*, 60, 2000, pp. 515-562.